平成 30 年度 証券ゼミナール大会 第 2 テーマ

「家計の資産形成手段としての投資信託」

# 札幌学院大学 玉山ゼミナール

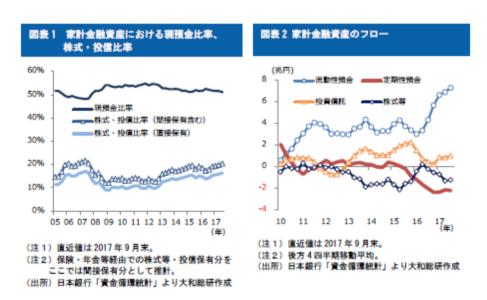
# 目次

	はじめに		3
5	第1章	投資信託	4
	第 2 章	投資信託の現状と問題点	7
	1. 現状	たと問題点	7
	2. 海外	、との比較	
	3. 優遇	晶制度の問題点と特徴	11
10	第3章	投資信託と金融リテラシー	13
	1. 投資	信託に求められる金融リテラシー	
	2. 金融	リテラシーの水準	16
	第 4 章	投資信託の理想像	
	1. 今後	·望ましい投資信託	
15	2. フィ	ンテックとオルタナティブ投資	
	3. これ	.らのメリット・デメリット	

終わりに......21

### はじめに

金融庁では「貯蓄から資産形成へ」のスローガンのもと、家計の投資を後押しするため、家計による株式や投資信託などの金融商品への投資拡大を図ってきている。今年度からは新しく、一定の要件を備えた投資信託のみを適格とする積立 NISA がスタートすることもあり、投資信託が国民の資産形成の中核商品となることを期待する向きは多い。しかし、投資信託が日本の家計における資産形成手段として成り立っているとは言いがたい。なぜなら、我が国の家計の金融資産は 1,848 兆円に上るが、そのうちの半分である 52%を預貯金が占めており、証券は 16%であるからだ(2018 年 6 月末現在)¹。またこの数字は 8 年前から大きな変化を見せていない。²



出所)大和総研(2018)「2017年の家計金融資産動向の回顧」より引用

そのことから、依然として貯蓄選好の状況であることには変わりがなく、投 資信託が家計も金融資産として成り立つことは難しいといえる。

3

15

10

<sup>1</sup>日本銀行調査統計局(2018)より引用

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 大和総研 HPより図表 1、2 引用

投資信託を日本の家計における資産形成手段とするためには、人々の投資信託への関心が低いという課題を解決していくことが必要だと考える。この論文では、現在公開されている投資制度などの情報を元に、投資信託における売り手と買い手の利害の不一致という課題解決のための具体的改正案を述べ、新しい金融についても考慮し、日本の目指すべき今後の家計における投資信託とは何かについて述べていく。

本論文では、第1章では投資信託の導入経緯や仕組みを述べ、投資信託とは どのようなものなのかを明らかにしていく。第2章では投資信託の現状を述べ、 そこで生じる問題点を提案する。また、問題点を挙げるにあたっての具体的な 国際比較と、日本の投資信託による優遇制度についても触れ、解決方法として 成り立つのかを考える。第3章では投資信託と金融リテラシーの関係性を述べ、 知識を定着させることに意味があるということを明らかにしていく。第4章で は先に述べた3つの章から得られたことより考えられる、投資信託の理想像を 述べていく。そして理想が現実になるための補助制度を挙げ、それらのメリッ ト・デメリットを明らかにし、これからの投資信託とは何かを提案する。

### 第1章 投資信託

5

10

15

20

25

「投資信託」とは、投資家から集めた資金を1つにまとめて、投資の専門家が国内外の株式や債券などに分散投資を行い、その運用成果を投資家に分配する「金融商品」のことである。この章では投資信託の歴史に触れながら、投資信託とは何かを明らかにしていく。

投資信託の始まりは19世紀のイギリスである。イギリスのユニット・トラスト<sup>3</sup>について研究していた野村証券が委託者となり、野村信託を受託者とする証券投資信託を開発したことが原因で、日本の投資信託はうまれた。<sup>4</sup>そして1951年に「証券投資信託法」が施行されたことにより、日本における投資信託制度の法的基礎が確立され、適用されるようになっていった。投資信託は法が施行

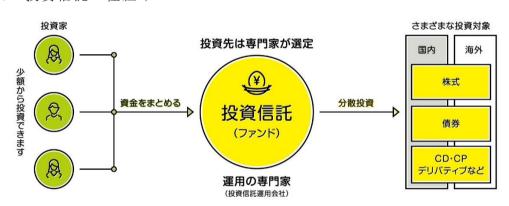
<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> イギリスの投資信託の一つで、契約型のオープンエンド型投資信託のこと。 <sup>4</sup>野村ホールディングス・日本経済新聞社運営の man@bow (2018) より参照

されてから6年という期間(1957年)で、証券投資信託の元本残高が1,000億円を突破し、メジャーな資産形成手段となった<sup>5</sup>。その後も日本経済は順調に成長を続け、1989年末には日経平均株価が最高値(38,915円87銭)<sup>6</sup>を記録するという結果を残したが、1990年にバブル経済が崩壊し、状況は一転した。今後の経済復興のために1990年代から2000年にかけて、様々な制度や政策が増えていった。1995年にはデリバティブの利用が認められ、1998年には金融ビッグバンによって証券投資信託法が改められた。また、2000年にはゼロ金利政策がり、投資信託への注目は加速していった。2014年には、投資信託を始める際のハードルを低くすることで、普及を目的とするNISAの導入が始まった。

10

5

図表 3 投資信託の仕組み



出所)投資信託協会(2018)「そもそも投資信託とは?」より引用

15 仕組みとしては、投資家から集めた資金を委託会社が運用、受託銀行が管理し、その投資実績から分配金・換金代金・償還金として投資家に返していくものである。このように、投資信託は複数の専門機関がそれぞれの役割を果たすことで成り立つ金融商品である。新興国国債や成長の見込まれるベンチャー企業の株式などを中心に投資して行くハイリスクな商品から、安定した大企業の

<sup>5</sup>投信資料館(2018)より参照

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup>野村ホールディングス・日本経済新聞社運営の man@bow(2018)より参照

株式や先進国債券などを中心に投資して行く安定的な商品など、様々な投資信託があるため、初心者から投資経験者まで幅広い層に人気の商品だ。

投資信託は株式や債券などで運用する金融商品であるが、同じ株式を扱う、 株式投資とはどのように異なるのだろうか。

5 株主投資と投資信託の特徴をそれぞれ3つずつあげ、投資信託との違いを比較していく。

図表 4 株式投資の特徴







出所)資産運用完全ガイド「株と投資信託(投信)の違い!」より引用

10 株式投資とは、企業が事業資金を集めるために発行している「株式」を購入し、自分で運用して資金を増やしていくものである。

図表 5 投資信託の特徴







15 出所)資産運用完全ガイド「株と投資信託(投信)の違い!」より引用

特徴としては、上記図表に示されている通りである。この比較より得られる 投資信託と株式投資の大きな違いは、投資信託では組み入れる銘柄や売買のタイミングを専門家に任せられるのに対し、株式投資では投資する銘柄や売買の タイミングを投資家自身で判断しなければならないという点である。つまり、 個人で株式や債券を買ったりするには、その会社の財務体質、成長性など、い ろいろな調査や判断が必要になるが、運用会社に任せる場合は、どの株式や債 券に投資したらよいかをプロがかわりに判断し、選択してくれる。これが投資 信託の強みであり、株式投資との大きな違いだ。

10 このように、株とは異なる投資信託。比較していくと株よりも身近に感じられ、易しく思える。しかし、投資信託を資産形成手段として運用している人は少ない。それはなぜだろうか。

第2章では投資信託の現状と、普及していない理由である問題点を述べ、それに対しての解決策を考察していく。

15

20

25

5

### 第2章 投資信託の現状と問題点

### 1.現状と問題点

はじめにでも述べたが、投資信託が日本の家計における資産形成手段として成り立っているとは言いがたい。なぜなら、我が国の家計の金融資産は 1,848 兆円に上るが、そのうちの半分である 52%を預貯金が占めており、証券は 16% であるからだ。(2018年6月末現在)7では、日本の家計の金融資産構成において、現金・預金の割合が高く、投資信託が占める割合が低い理由は何か。

現状として、多くの家計が金融資産形成に興味・関心がないことが理由だと 考える。なぜなら投資信託保有未経験層の非購入理由のなかで「そもそも興味 がない」が46%と高い割合を占めており、次に占める理由としては「投資の知 識がない」「仕組みがわからない」というアンケート結果が出ているからだ。

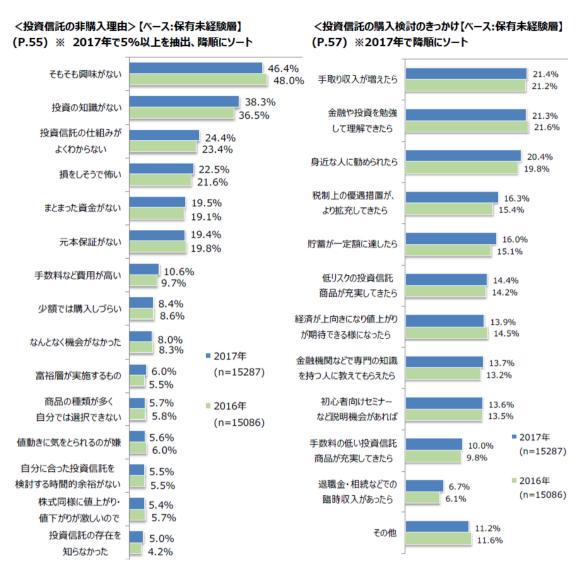
7

<sup>7</sup>日本銀行調査統計局(2018)より引用

\*また、投資信託の購入検討のきっかけとして上位を占めている理由は「手取り収入が増えたら」「金融や投資を勉強して理解できたら」というものである。

8 投資信託協会(2018)「投資信託に関するアンケート調査報告書」より引用

図表 6・7 投資信託保有未経験層の非購入理由/投資信託購入検討のきっかけ



出所)投資信託協会(2018)「投資信託に関するアンケート調査報告書」より 引用

このことから、日本の家計の金融資産構成において現金・預金の割合が高く、 投資信託が占める割合が低い理由は、資金的・知識的要因が強いことが挙げられる。資金的要因においては上記の図表の結果より、収入が安定しておらず、 投資信託を購入する余裕がないことを示すものだと考えられる。知識的要因に おいては金融教育や証券に関する教育を受けた割合は低く<sup>9</sup>、金融リテラシーが

5

<sup>9</sup> 日本証券業協会 (2014) 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調 査報告書」より参照

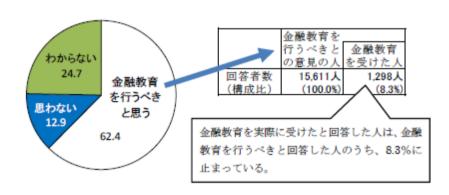
身についていないことが要因であると考えられる。これら2つの要因が、日本 の家計における資産形成手段として投資信託が普及していない大きな原因であ るのではないだろうか。

金融リテラシーの概要ついては第3章で詳しく述べ、次の節では金融リテラ 5 シーについて米国と比較していく。

### 2. 海外との比較

家計管理や生活設計に関する授業などの「金融教育」については、「行うべき」との意見が多いが、実際に受けたことのある人は少数に止まっている。<sup>10</sup>実 10 際、金融教育を受けた人の割合は米国の3分の1であり、金融知識について自信のある人は1割にしか届かない。

図表8 金融教育を求める声と実績とのギャップ



15 出所)日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における金融経済教育の 実態調査報告書」より引用

また前節で述べたように、日本では金融教育を受けた人は少なく、米国と比較をしてもそれは明らかである。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>日本証券業協会 (2014) 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」より参照

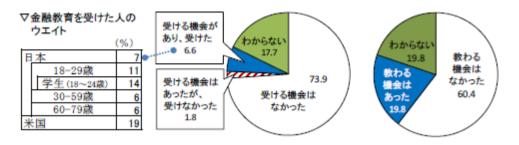
図表 9 金融教育の経験

5

10

15

20



出所)日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における金融経済教育の 実熊調査報告書」より引用

これより、今まで以上に学校の授業に金融リテラシーを取り入れ、さらに実際に運用を体験させることで投資信託に対する知識を深め、投資に対する恐怖感や嫌悪感を緩和させることが重要である。また、米国のような規制緩和等を導入することで家計に投資信託が普及し運用者数が増えると考えられる。次の節では、投資信託を始める際のハードルを低くすることで、普及を目的とするNISAとiDeCoの導入、その問題点と活用方法について述べる。

### 3.優遇制度の問題点と特徴

ここでは投資信託における日本の優遇制度をいくつか挙げていく。

1つ目は2014年に導入された NISA である。NISA とは、非課税口座内で毎年120万円の投資枠が設けられ、その枠内での対象の金融商品(上場株式、公募株式投資信託の配当所得・譲渡所得)に投資した金額に対して、5年間の配当金、譲渡益が非課税になる制度である。11最大のメリットとしては配当金、譲渡益等が非課税になる点である。しかし、口座が1人1つしか開設できないことや、現在保有している株式や投資信託を NISA 口座に移すことはできないなどのデメリットもあるため保有している人は未だ少ない。また、他の口座と損益通算ができないために、損失を翌年以降に繰り越しすることもできない。積立型の投資に利用しにくいために保有している人は少ないのであると考える。

<sup>11</sup> 金融庁 (2018) NISA の概要より引用

そこで安定的な資産形成手段を支援する観点から、少額からの積立、長期的な分散投資を促進する積立 NISA が 2018 年 1 月から始まった。12

積立 NISA は年間投資上限額 40 万円、非課税期間が最長 20 年間、投資方法が信託契約期間、手数料などの条件を満たした投資信託の積立投資に限られ、長期的な資産形成に適している。また、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されており、投資初心者をはじめ、幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっている。積立 NISA が普及すれば、家計資産として投資信託が利用されるのも夢ではない。

5

10 2つ目は iDeCo (個人型確定拠出年金) である。iDeCo とは確定拠出年金法に基づいて実施されている私的年金の制度のことで、老後に向けた個人の継続的な自助努力を支援するためのものである。<sup>13</sup>対象者が 20~60歳で、加入者が拠出限度額の範囲内で任意に掛け金を設定し積み増すことができるため 1人 1人にあった優遇制度だといえる。また、公的年金にプラスして給付を受けられる 15 私的年金の一つであり、掛金は全額所得控除、運用益は非課税対象となる。国民年金や厚生年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送る補助をしてくれることが iDeCo のメリットである。問題点としては自分で運用しなければならないことと、拠出した掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除の対象であるが、手数料が発生することである。

20 NISA、積立 NISA はイギリスの ISA の日本版であり、各国の税制の種類を下 記の図で詳しく比較した。

<sup>12</sup>金融庁 (2018) つみたて NISA の概要より引用

<sup>13</sup> 国民年金基金連合会 (2017) iDeCo 公式サイトより参照

図表 10 各国の貯蓄優遇制度の比較

## 各国の貯蓄優遇制度を比較

	目的を問わず資産形 成全般を優遇する税 制	資産形成の目的を限定して 優遇する税制	貯蓄・投資商品を限 定して優遇する税制
H	yww	確定拠出年金、年金財形、 住宅財形	NISA、ジュニアNISA、 つみたてNISA
英	ISA、ジュニアISA	確定拠出年金(自動加入) ライフタイムISA(住宅等積 立)	
米		確定拠出年金、 529教育資金プラン	
独		確定拠出年金(リースター年 金)	
仏	PEA (個人持株プラ ン)	確定拠出年金(PERCO)	PEA (個人持株プラン)

出所)投資信託の制度・実態の国際比較(2018)より引用

5 各国と比べると日本は税制の種類が多い。ただし種類が多いといっても NISA などの期間は限られている。現在のイギリスの ISA は期間が限定されておらず、その前までは限定されていたとしても、制度を変えながら国民の投資信託を後押していた。このことより日本の NISA 等の税制は実験段階なのではないかと推測する。これらの優遇制度が高齢層から若年層への円滑な資産移転を行うことができるようになれば、投資信託は家計の金融資産として普及していくのではないだろうか。

## 第3章 投資信託と金融リテラシー

### 1.金融リテラシーの水準

15 金融リテラシーとは、お金に関する知恵や能力のことであり、金融商品や金融サービスの選択、生活設計などで適切に判断するために、最低限身につけるべき金融や経済に関する知識や判断力などを指し、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキルのことである。

前章で述べたように、現在の日本はほかの国に比べ、金融リテラシーが劣っ

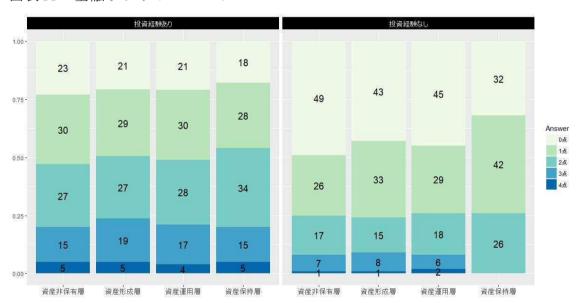
ている。そこで、マーケティングリサーチ事業を行うマクロミル社が自主調査 として実施したアンケート調査の結果をもとに、金融教育に関しての知識は必要なのかどうかを考える。

回答者を世帯の金融資産保有額で分類し 0~300 万円を資産非保有層、300~1,000 万円を資産形成層、1,000~5,000 万円を資産運用層、5,000 万円超を資産保持層とした。回答者の金融リテラシーの高さを確認するため、①株式と金利の関係性、②金利と債券価格の関係性、といった理論に関する設問と、③銘柄分散(ポートフォリオ)の効用、④時間分散(ドルコスト平均法)の効用についての設問を用いて、その単純合算値を金融リテラシースコアとした。

10

5

図表11 金融リテラシースコア

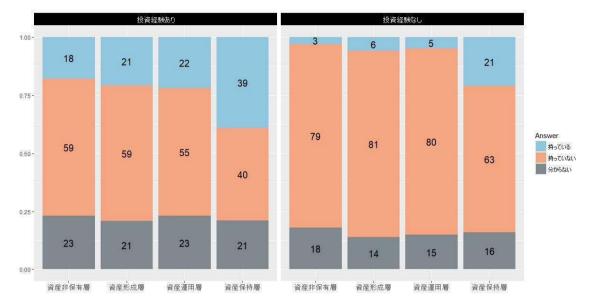


出所)金融庁金融研究センター (2018)「顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty) にふさわしい金融商品販売のあり方」より引用

15

その結果、図1の通り投資経験者の約半数が4問中1問以下しか正解しておらず、投資未経験者においては約7割が1間以下であった。

# 図表12 ネットなどの情報から自分で判断し投資商品購入をする知識・経験の有無

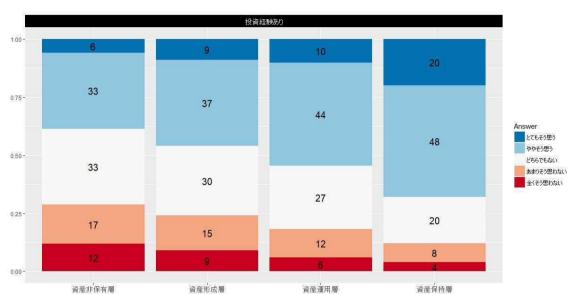


出所)金融庁金融研究センター (2018)「顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty) にふさわしい金融商品販売のあり方」より引用

5

10

投資を行う際に、自力でネットなどから情報を仕入れて商品を購入するほどの知識・経験を持っているかについての質問では、図2の通り、資産保持層を除く投資経験者で2割程度しか「持っている」と答えていない。投資未経験者に関しては、資産保持層を除くと5%程度しか「持っている」と答えていない結果となった。



図表13 投資パフォーマンスの状況の理解度

出所)金融庁金融研究センター(2018)「顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty) にふさわしい金融商品販売のあり方」より引用

5

15

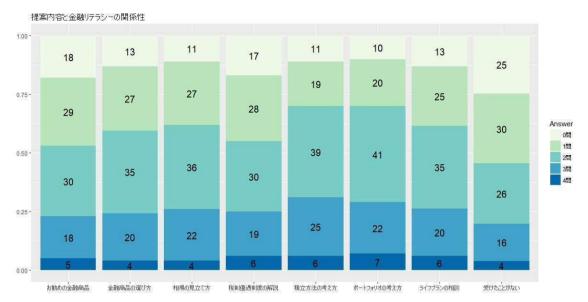
さらに、投資経験者に対して自らの運用成績の理解度について質問したところ、図3の通り、資産保持層を除くと半数程度しか自らのパフォーマンス状況を理解できていないという結果になった。

以上の結果からだけでも、日本の金融リテラシーの水準は極めて低いことがわ 10 かる。

### 2.投資信託に求められる金融リテラシー

投資信託は株式投資と違い、経済・金融に関する知識を身につけた専門家が代わって資産運用してくれるため、自分で資産運用をする必要がない。また、個人では買えない・買いにくい海外の株式や債券や特殊な金融商品への投資も可能になるというメリットがある。しかし多くの人が自らその商品を調べず、商品性を理解しないまま、なんとなく商品購入してしまっている。それが図表12、図表13のような結果につながっているのであろう。





出所)金融庁金融研究センター (2018)「顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty) にふさわしい金融商品販売のあり方」より引用

5

10

もう一つ、金融リテラシーを向上させる方法として『金融機関からどのような提案を受けると金融リテラシーの向上が図れるのか』についてアンケート調査を行った。その結果、図表14の通り、積立方法やポートフォリオの考え方などの説明を受けた人の7割以上が金融リテラシーに関する質問において2問以上正解していた。一方で、おすすめの金融商品や税制優遇制度の解説といった表層的な提案を受けた人では、2問以上の正解者が半数程度に低下している。また金融機関から資産運用に関する解説や提案を全く受けていない人においては、半数未満まで低下している。

以上のことから投資信託には、自らネットなどから情報を仕入れ商品を購入 15 する知識や経験が必要とされ、今まで以上に運用成績を理解するなど、自己の パフォーマンス状況の理解度を高め、定着させることが必要とされる。

### 第4章 投資信託の理想像

### 1. 今後望ましい投資信託

投資信託が日本の家計における資産形成手段となるには、前章で述べた金融リテラシーの向上も大切だが、投資信託の親しみやすさについても述べたい。第2章の図表6のアンケート調査結果より「そもそも投資信託に興味がない」と答えた人が48%もいる。投資信託はメリットがたくさんある資産形成手段であるが、私生活と関連性がないため興味を持つ人が少ない。この解決策として、テレビ番組やコマーシャルメッセージ、スマートフォンのアプリなどメディアに取り上げ、私生活の一部として情報を得られるようにすべきだと提案する。また、どうしても金融に関することは専門知識がないと分かりにくいように思える。投資信託をもっと単純に簡単に手軽に身近に知ってもらうためにIT<sup>14</sup>を使った政策を提案する。

### 15 2. フィンテックとオルタナティブ投資

ITを使った政策を2つ挙げる。

20

1つ目はフィンテックを使った政策である。フィンテックとは、金融を意味する「ファイナンス」と技術を意味する「テクノロジー」を組み合わせた造語であり、ITを駆使して金融サービスを生み出したり、見直ししたりする動きを指す $^{15}$ 。

2つ目はオルタナティブ投資を使った政策である。オルタナティブ投資とは、 上場株式や債券といった伝統的資産と呼ばれるもの以外の新しい投資対象や投 資手法のことをいう。オルタナティブは直訳すると「代わりの」「代替の」と いう意味である。

<sup>14</sup> コンピュータなどの機械や器具、および、その内部で動作するコンピュータプログラム(ソフトウェア)を用いて情報を扱う技術のこと

<sup>15</sup> SMBC 日興証券 (2018) より引用

### 3.これらのメリット・デメリット

10

15

20

フィンテックのメリットとしては、金融サービスが高度化し、利用者の利便性が向上することが期待できる。決済にかかる時間の削減や会計業務の簡略化などが例として挙げられる。しかし、オンライン業務が大半を占めるために、サービスの安全性が未知数であるリスクがデメリットとなっている。

オルタナティブ投資のメリットとしては、一般の投資家が直接投資できないものに対して投資することができることである。例えばベンチャーキャピタル<sup>16</sup>や再生型ファンド<sup>17</sup>、ヘッジファンド<sup>18</sup>、不動産ファンド<sup>19</sup>に対して間接的に投資することができる。また、市場が低迷しても収益を獲得することができる可能性があり、リターンを伸ばすインセンティブが働くことが大きなメリットである。しかし、一般的な投資手法よりも複雑でコストもかかることがデメリットとして挙げられるため、先に普及していくのはフィンテックを利用した政策であろう。そこで具体的にフィンテックを使った政策について述べていく。

最近多く見られるのは、スマートフォンを活用したモバイル決済の利用だ。 従来はクレジットカード決済端末という大きな機械を購入し、それを電話回線 などに繋ぐことでクレジットカード決済は行われていたが、フィンテックを活 用したモバイル決済では携帯電波で決済が出来るため、最小限の器具のみでク レジットカード決済が可能である。<sup>20</sup>また、クレジットカードが持てない人も 審査なしで発行できるプリペイド式のカードが使われることも多く、コンビニ などでチャージした分だけ決済に使うことができる。そのためクレジットカー ド会社と契約せずに、クレジットカード払いをすることが可能になる。

<sup>16</sup> ベンチャー企業の株式などを引き受けることによって投資をし、その企業が株式公開をした後、株式を売却し、キャピタルゲインを獲得すること。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 業績が悪化した企業や事業部門を安価で買収し、再建後、株式公開や売却によって利益をあげる投資ファンドのこと。

<sup>18</sup> 投資家から預かった資金を運用し、相場の上下変動にかかわらず収益を追求する投資ファンドのこと。

<sup>19</sup> 出資額と金融機関からの融資を元手に不動産を所得し、その不動産からの収益を出資者に還元すること。

<sup>20</sup> クレジットカードの読みものより参照

図表 15 日本の金融業界における IT 活用の動きと IT 技術のトレンド

#### ■図表:日本の金融業界におけるIT活用の動きとIT技術のトレンド



(資料) みずほ総合研究所作成

出所)みずほ総合研究所(2016)「60分でわかるフィンテック」より引用

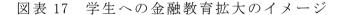
### 5 図表 16 フィンテックを構成するサービスを表すカオスマップ

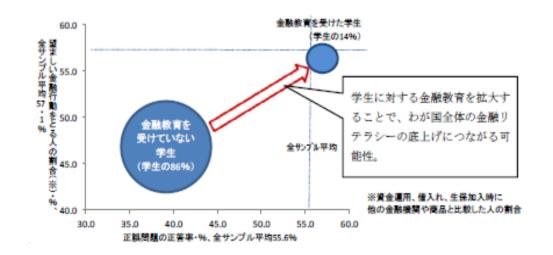


出所)SBクリエイティブ株式会社「ビジネス+IT FinTech (フィンテック) を基礎から解説、押さえておくべき11分野とは」から引用 上記の図表より、時代のニーズに合わせながら IT の活用方法も変わってきていることがわかる。投資信託をもっと単純に簡単に手軽に身近に知ってもらうためには、ITを使った時代に合った政策を活用していくべきである。そしてこれが普及したときに、「投資信託は日本の家計における資産形成手段」といえるのである。

### 終わりに

現状として、投資信託が日本の家計における資産形成手段として成り立っているとは言いがたい。なぜなら人々の投資信託への関心が低く、知るためのきっかけが少ないからである。解決するためには投資信託にふれる機会を作り、そこで理解度を高め、定着させることが必要とされる。このことを実現するために金融リテラシーの向上を図り、フィンテックなどの IT を利用した制度を活用していくことを提案する。金融リテラシーの向上を図るには、金融教育の拡大を挙げる。授業の一環として金融にふれられる機会があれば、関心を持つ人が増えると考えるためである。下記の図のように、日本証券業協会が調査した結果として、全体の86%が金融教育を受けていないと答えた。これを改善することが、投資信託に関心を持つことへの一歩になると考える。またフィンテックにおいては、まだ発展途上であると考えるため、今後の活躍に期待したい。





出所)日本証券業協会 (2014) 「中学校・高等学校における金融経済教育の 実態調査報告書」より引用

### 参考文献

10

Web 資料は各 URL ともに、2018年 10月 24日時点で閲覧可能を確認済みである。

- ・杉田浩治(2017)『投資信託の制度・実態の国際比較』日本証券経済研究所。
- ・高田創(2016)『60分でわかるフィンテック』みずほ総合研究所。
- 5 ・松本大輔・前川知英(2018)『顧客本位の業務運営(FiduciaryDuty)にふさ わしい金融商品販売のあり方』金融庁金融研究センター。
  - ・関西大学商学部田村ゼミナール (2016) 「日本の投資信託は家計の資産形成手段になりえるのか」。
  - ・立教大学亀川ゼミナール (2016) 「日本の投資信託は家計の資産形成手段になりえるのか」
  - ・SMBC 日興証券「初めてでもわかりやすい用語集(フィンテック)」 〈https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/fu/J0667.html〉
  - ・SMBC 日興証券「初めてでもわかりやすい用語集(オルタナティブ投資)」 〈https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/o/J0125.html〉
- ・金融広報中央委員会「知るぽると(金融リテラシー調査)」〈https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy\_chosa〉
  - ・金融庁「NISAの概要」

\(\https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa/overview/index.html\)

- ・一般社団法人投資信託協会「投資信託を学ぼう」
- 20 \( \text{https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/what/} \)

- ・日本銀行調査統計局 (2018) 「2018 年第 2 四半期の資産循環」 〈http://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm/〉
- ・大和総研(2018)「2017年の家計金融資産動向の回顧」 〈https://www.dir.co.jp/report/research/capitalmkt/asset/20180208\_0127 30.pdf〉
  - ・野村ホールディングス・日本経済新聞社運営の man@bow (2018) 〈https://manabow.com/trust/chapter2/1.html〉
  - ・投信資料館(2018)「投資信託とは」 〈https://www.toushin.com/〉

5

- ・一般社団法人投資信託協会 (2018) 「そもそも投資信託とは?」 〈https://www.toushin.or.jp/investmenttrust/about/what/〉
  - ・資産運用完全ガイド「株と投資信託(投信)の違い!」 〈https://crea-lp.com/blog/invest/difference-between-stock-and-mutual-funds/〉
- ・一般社団法人投資信託協会(2018)「投資信託に関するアンケート調査報告書」〈https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2017/〉
  - ・日本証券業協会 (2014) 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」

\langle http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/jittai\_rep.pdf\rangle

- 20 ・国民年金基金連合会 (2017) 「iDeCo 公式サイト」 〈https://www.ideco-koushiki.jp/〉
  - ・杉田浩治 (2018) 投資信託の制度・実態の国際比較 (http://www.jsri.or.jp/publish/general/pdf/g26/g26.pdf)
- ・SB クリエイティブ株式会社「ビジネス+IT FinTech(フィンテック)を基 25 礎から解説、押さえておくべき 11 分野とは」

(https://www.sbbit.jp/article/cont1/34676)

・経理プラス「経理・会計業務にフィンテック (FinTech) がもたらすメリット・デメリットなどの影響」

\(\https://keiriplus.jp/tips/\)\)